

1 事業名

所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

2 事業の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲に係る用語について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和 5 年 12 月 28 日～令和 6 年 1 月 26 日

意見なし

5 関係法令、基本計画との整合性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第21号 所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2 略

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

(個人番号の利用範囲)

第4条 略

2 略

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略